**１　法律相談センター**

**（１）運営状況**

東弁が運営に関わっている常設の法律相談センターは、池袋、北千住、渋谷、霞が関、新宿、錦糸町、蒲田、八王子、立川及び町田の各センターがある（島嶼部を除く。）。

このうち東弁が単独で運営しているのは、池袋、北千住、錦糸町及び渋谷の４つである（ただし、渋谷については。２０１７（平成２９）年１２月に運営を終了）。池袋、北千住、渋谷の各センターは、都市型公設事務所（順に、東京パブリック法律事務所、北千住パブリック法律事務所及び渋谷パブリック法律事務所）を併設しているという特徴を有する。

また、町田は、従前、第一東京弁護士会の公設事務所（町田シビック法律事務所）に併設されていた法律相談センターであったが、同事務所の廃止に伴い、新たに東京三会の共同運営で運営されている。

**（２）法律相談センターに関する現状認識**

 法律相談センターは、当初、市民の司法アクセスの確保のために設置され、いつでも誰でも、法律相談センターを訪れることにより、弁護士に相談をすることができ、解決策を検討できる場所として長年にわたりその役割を果たしてきた。

しかしながら、近年、相談件数の減少が顕著であり、相談者から徴収する相談料収入、事件処理にあたった会員から徴収する納付金収入に比し、その運営コストが上回る事態が発生し、２０１４（平成２６）年度には、５９４５万円の赤字となった。その後、会員から徴求する納付金の引き上げ、相談担当者の日当の減額等の施策により、２０１６（平成２８）年度は、８９４万円の黒字となっているが、成年後見人等負担金の収入の増加等が収支に貢献しているとされ、現状において、直ちに収入の回復が見込める確たる要因がない状況にあると評価されている。

**（３）法律相談センターが担う役割**

　ア　司法アクセス障害の解消

法律相談事業は、前記のとおり、市民の司法アクセス障害の解消という公益上の目的を有する。

　イ　業務機会の確保

民事事件自体が減少する傾向にある中、法律相談担当者に選任された場合、年間一定数の法律相談の相談担当者となる機会を得ることにより事件受任の機会確保という業務上の効果に資するという機能がある。

ウ　教育的機能

法律相談は、相談担当者において、相談に回答するための前提となる法的知識を有していることはもちろんであるが、必要なポイントを限られた時間内で聴取し、的確な回答を求められる法的サービスである。対話方法を工夫し検討するなどしてその技術を深化させていくものであり、これには、一定の経験を要する。しかし、法曹人口の増大、相談件数の減少により登録間もない弁護士が法律相談技術を獲得できる機会は減っている。これらの者に対する相談技術研鑽の機会を設けることは、十年、二〇年後の長期的な視野に立った場合、適切な法的サービスの提供が継続、保証されるという点で弁護士のみではなく社会において極めて有用である。

法律相談センターでは、十分な法的サービスを提供することが前提となるが、相談業務の経験が十分ではない弁護士が法律相談業務を経験あるいは経験を積んだ弁護士と同席して相談業務（いわゆるＯＪＴ相談等）を行うことで、弁護士に対する教育的機能を果たすとの機能をも有する。

**（４）今後の法律相談センターのあり方**

　　　法律相談センターが担うべき役割は、社会や弁護士会がとりまく情勢に応じて、変化しているが、市民、会員いずれの立場に立ってもその役割の重要性は論を俟たないところである。

　　　このため、法律相談事業は、必ずしも収益事業として成立をしなければならないものではない。一方、全国的にみられる法律相談件数の低下や運営コストについては、弁護士の業務を取り巻く環境が厳しさを増している現状にあって無視し得ないものであり、法律相談センターの運営について会員の負担に見合う成果や意議を維持できているかについて、慎重な検討を行う必要がある。

したがって、法律相談センターについて、相談件数の実績に見合った相談センターの配置、縮小を含めた統廃合を実施し、法律相談センター運営にかかるコスト削減に引き続き取り組む必要がある。特に、機動的な運営をすることが比較的困難とされている東京三会で運営する法律相談センターについては、他会との現状に関する認識の共有、改善策についての認識を共通にすることが必須である。

一方、東弁が独自に運営する池袋、北千住、錦糸町法律相談センターについては、東弁の意思決定により比較的機動的な運営が可能であることから、センターが担う教育的機能のより拡充を含めた活用方法を検討する等積極的な運営への取り組みも視野に入れる必要があろう。

また、上記とあわせて、法律相談センターの抜本的な活性化に向けた対策についても引き続き取り組む必要がある。

法律相談センターの相談件数の減少の背景には、法テラス相談の拡充等の要因の他、既存事務所による広告、インターネットの普及による市民の法的知識の獲得機会の増加等が指摘できる。しかし、社会に流通している情報の質については必ずしも担保がなされているとは言えず、市民は、自分が頼るべき専門家について、多数の情報の中から自分の意思と責任で選別する必要に迫られているがこれは容易ではない。

市民からの一定の信頼を獲得し得ているものとして弁護士会の法律相談センターをより活性化させる意議は大きい。活性化策として近時導入されたネットを利用した予約制度の導入は、相談者の相談センターへのアクセスを容易にする手段として活用が期待されている。また、錦糸町法律相談センターにおける相談料の低額化の試行は、相談件数の増加をもたらしており、今後の動向が注目される。

　　　このほか、相談件数拡充のための広報手段の活用等に加え、活性化策の一例として、市民からの弁護士の紹介の依頼について、市民のニーズをくみ取り適切な人材を紹介する紹介機能の充実強化等も引き続き進めていく必要がある。

また、東弁では、電話相談の拡充に踏み切り、蒲田、北千住等で市民からの電話による相談に応じている。受任件数自体はなお低調であるが、市民に寄り添う弁護士会として、市民の相談ニーズに応え、法律相談センターの紹介、誘導の契機として、電話相談の継続は重要性を有している。もっとも、相談担当者には、多大な負担を強いることになっており、日当の見直し等も適宜検討する必要が指摘されている。

（５）以上述べたように、法律相談センターは、担う役割の変化に応じ、運営方法を引き　　　　続き見直し、市民のニーズに的確に応える事業運営することはもとより、会員、ひいては、社会のインフラの一つとしてその機能をより深化させていくことが肝要である。

以　上